

# 総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 28 年 2 月 29 日 (月)

開会 14 時 10 分

閉会 17 時 25 分

2. 場所 第 1 委員会室

3. 付議事件

①国に対して消費税増税を中止する意見書の提出を求める陳情  
(平成 28 年陳情第 5 号)

②二宮町部設置条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 2 号)

③二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 3 号)

④二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 4 号)

二宮町情報公開条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 5 号)

二宮町行政手続条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 6 号)

二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 7 号)

二宮町手数料条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 8 号)

二宮町税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 9 号)

⑤二宮町人事行政運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 10 号)

⑧二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 11 号)

⑦特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 13 号)

⑧職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 14 号)

⑨二宮町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 16 号)

⑩二宮町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 17 号)

- ⑪行政不服審査会の事務の委託に関する協議について  
(町長提出議案第 28 号)
- ⑫二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 26 号)
- ⑬二宮町火災予防条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 27 号)
- ⑭二宮町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 25 号)

4. 出席者 桑原委員長、善波副委員長、杉崎委員、柳川委員、一石委員、二見委員  
添田議長

- 執行者側
- ①政策部長、財政課長、財務契約班長
  - ②～③  
町長、副町長、総務部長、政策部長、企画政策課長、企画調整班長、特定課題担当副主幹
  - ④町長、副町長、総務部長、総務課長、庶務人事班長、税務課長、課税班長
  - ⑤～⑪町長、副町長、総務部長、総務課長、庶務人事班長
  - ⑫～⑬町長、副町長、消防長、消防課長、庶務班長、予防班長
  - ⑭町長、副町長、都市経済部長、下水道課長、業務班長、工務班長

傍聴議員 7 名  
一般傍聴者 1 名

## 5. 経過

---

### ①国に対して消費税増税を中止する意見書の提出を求める陳情書 (平成 28 年陳情第 5 号)

委員長 それでは初日の本会議で付託された案件について審査する。国に対して消費税増税を中止する意見書の提出を求める陳情書（平成 28 年陳情第 5 号）を議題とする。

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第 15 条の規程により、陳情者の意見と聞くこととするが、ご異議はないか。  
(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本陳情について消費税をなくす神奈川の会、原氏をご出席されている。それでは 10 分程度にまとめて趣旨を説明いただく。

#### <趣旨説明>

原氏 (消費税をなくす神奈川の会 原氏)

私たち消費税をなくす神奈川の会は、消費税の廃止を求める神奈川県内の個人が参加する市民組織で、消費税が導入された直後の

1990年に誕生して以来約20万人の会員を擁している。神奈川県内の各行政区にはそれぞれ消費税をなくす地域の会があり、各地で草の根から消費税増税反対を世論に訴えて活動している。私たちは、消費税率3%から5%に増税された時も、また税率5%を8%に引き上げられたときも、税率反対の意思表示をして運動してきた。しかし、残念なことに税率は引き上げられた。しかし、政府は来年4月に税率を10%に引き上げようとしており、絶対に容認できないことである。理由として第1に、現行税率8%で多くの県民市民が「我慢も限界だ」と口をそろえて言っていることである。私たちは県内各地の商店街や駅頭で毎月最低1回の宣伝と、国会と政府への消費税率10%への増税の中止を求める請願署名運動をしており、たくさんの人と対話しているが、どの人たちも収入の減少と消費税の負担と社会保障のための経費の負担によって、これ以上消費税を上げないでくれ、10%に引き上げられたら食費も医療費もさらに削らなければやっていけなくなる、と訴えてこられる。スーツを着て、鞆にパソコンを入れて忙しそうに道行く青壮年の男女と対話すると、皆さん「自分は契約社員だ」「ようやく非正規の職を見つけてがんばっている」と言い、「夢中で働いても月給は20万円くらい。女房も働き、子どもにもアルバイトさせないと暮らしが成り立たない。消費税の増税など、聞いただけでこれからどうなるのだと、不安で心臓がおかしくなる」とも言っていた。神奈川県は労働者の人口比率の高い県で、しかも非正規労働者の比率が全国でも非常に高い県であると聞いている。消費税の増税は、このように勤勉に働く勤労者県民の暮らしをいっそう困難にするものだ。理由の第2に、このように勤労者県民を苦しめれば、日本経済を現在の深刻な状況から脱却させることはできないだろうと考えるからである。国民の所得が増えてこそ、購買力が高まって需要が増え、生産も活発になって、景気の循環が改善されることは経済学の常識。今回の消費税増税は、今日の長引く不況をさらに悪化させる。政府は消費税増税の負担を緩和するために、軽減税率を採用すると言っているが、軽減税率は現行の8%税率を維持することであって何ら軽減されるものではなく、家庭でつくる食料品も新聞紙代も現状と変わらず、衣料品やその他生活必需品は増税となる。このように勤労者国民を真綿で首を絞めるような消費税増税に合理的な理由はまったくないと考えるし、先行きの展望も暗い。しかも政府は、デフレ脱却のためのインフレ政策をとろうとして、日銀における金融緩和や銀行に無理やりお金を使わせようとマイナス金利政策までとらせているが、实体经济を動かす国民所得を増やすことをせず、逆にいっそう勤労者国民を貧乏にする政策をとるのであるから、デフレからの脱却はなかなかできないし、仮にインフレになれば不況下のインフレというスタグフレーションになって、軽減税率分はこのインフレに吸収されて、国民はさらに貧乏に追い込まれる危険がある。こうした事態は地方財政にも悪い影響を与えるのではないか。消費税増税反対の第3の理由は、消費税は福祉や社会保障に使うという政府の言い分は事実と反し、国民を欺いていることである。政府の予算書の通則には、消費税の税収は社会保障のために優先的に支出するという趣旨が

掲げられているが、予算の収支計算を見れば明らかだが、消費税の税収は大企業法人の法人税の減税額にほぼ見合う金額である。国の会計の実態は、消費税の税収は法人税減税財源となっているといえる。消費税10%増税の税収額は4兆5千億円と見込まれているが、それは国民の標準1世帯あたり62,000円の負担増である。大企業の減税が国民の暮らしを圧迫して絞り出されるようなことがあってよいのかということ。大企業が栄えれば、国民の暮らしも良くなるという、トリクル・ダウンということが言われるが、我が国の大企業は300兆円を超える内部留保という利潤をためこんでいるのに、その一部さえ賃金の引き上げに回さないし、国内経済をよくするために使おうという考えは無い。憲法違反という厳しい批判を受けている安全保障法制が成立して、国の防衛予算は軍拡予算の様相を強めている。消費税増税が海外で戦争をするために使われることがあってはならない。ぜひ、陳情にご賛同いただき、消費税中止の意見書を提出していただきたい。

### ＜陳情者に対する質疑＞

二見

この陳情書を読んでもみると、消費税の廃止ということではなくて、8%から10%への引き上げについて反対するととれる。増税に反対であるという主張でよいか。あと、少子高齢化・社会保障の増大で、陳情者が大企業への増税とか、防衛費の削減とかで、捻出すればよいという主張だったが、大企業への増税を行った場合の、国民への影響はどのように考えるか。

原

増税だけに反対なのかという質問だが、私たちは消費税をなくす神奈川の会であるが、消費税はもともとあってはならない税金だと思う。私たちは何年かかろうと、消費税をなくすんだという立場である。しかし、当面の間、駅頭などで活動していると、そんなこと言っても今ある消費税を全部なくすということはとてもやれない、できないという話が出てくる。なくすというのが基本姿勢。今後ウナギ上りで何%に上がるか分からない。17%という人まで出てきている。当面は8%から10%などとんでもないということで、いかに県民、市民が苦しんでいるかということ。大企業の方には減税。消費税増税分とちょうど同じ数字になる。大企業でもうけているところから税金は取れと、その何が悪いのかと言いたい。

二見

法人税増税の場合の、国民への影響というところを聞いたかったのだが。

原

影響はほとんど無い。ためこんだ内部留保を吐き出せるようにするべきである。

### ＜執行者側への参考質疑＞

一石

陳情者から、消費税増税分が法人税減税分に使われているという話があったが、消費税増税分の分配として、二宮町にはどのくらい入ってくるのか。

財務契約班長 地方消費税交付金になるかと思うが、平成 25 年度の決算額が消費税 5%のときで、それをもとに理論値で計算すると消費税 8%が 1.7%になるので、1.7 倍になる計算となり、消費税 8%の理論値が 3 億 4 千 596 万円くらいになる。同じような計算で 10%とした場合、2.2%となるので 2.2 倍の計算で、消費税 10%の理論値は 4 億 4 千 772 万円になる。差としては 1 億円ちょっとという形になる。

一石 これらは、例えば昨年度、社会保障費に使われたのか。

財政課長 当然使われている。予算説明資料及び決算説明資料の中でもお示ししているが、社会保障財源をいくら充てたかということは説明資料で提示させていただいている。今回の 28 年度予算について、参考までに、増収とされる部分は 1 億 9,500 万円程度と見込んでいる。それらはすべて、社会保障費、例えば障がい者福祉関係、児童福祉関係、国民健康保険や介護保険などへの繰出金の財源として充当する形をとっている。社会保障の財源としては大きく寄与している。

一石 そのことは総務省には報告しているのか。

財政課長 報告義務は無い。どのような事業に充てているかということは、予算や決算の資料の中で町民に示すようにとの要請は来ている。

二見 28 年度の予算は、消費税交付金は 4 億 1 千万、29 年度は 4 億 4 千万。二宮の事業に対しての消費税は年間どのくらい支払っているのか。

財務契約班長 歳出になるが、平成 28 年度予算で、10%で計算した場合は、一般会計が今 77 億 3 千万で、10%にした場合は 77 億 5 千 880 万。8%が 10%になった場合の影響額としては 2 千 883 万円ということになる。

政策部長 10%になった場合いくらという話があったが、あくまで計算上の話をしているので、具体的には 28 年度予算で 4 億 1 千万もっているもので、これをベースにするとこれは 5 億を超える額になるということ。5 億 4 千万くらいになると見込んでいる。

添田 少子高齢化により、介護保険や医療保険、特別会計に繰り出しが年々、何千万か増えている。もうひとつは子ども子育て支援の財源、学童保育が不十分な支援体制である。不十分な財源を 8%から 10%の財源は、その 2%でだいぶ補てんができる和我々は感じている。子ども子育て支援に回る財源のメカニズム、増えた分のお金はどのように充当されているのか。消費税交付金であてがわれるのか、補助金であてがわれるのか。国の施策と町政で、どのようなことが期待できるのか。

財政課長 どのような社会保障事業に充てるかは、自治体の任意である。二宮町においては障がい者や児童、医療や介護の繰出金に充てるということで、割とまんべんなく使われている。増収分も社会保障費の方も増えていくわけなので、当然そこに充てていくということ。

添田 国は消費税交付金という形で地方に配分していくのか、目的別にある程度の配分ということも考えられるのか、そこをお聞きしたい。

政策部長 あくまで税なので、入ってくる時は一般財源。一般財源をどこに充てるかということで、参考としてどこに充てたかということをお示ししたわけである。どこに充てても構わないということだが、現実には地方消費税交付金で入ってくるよりも、扶助費の伸びに追いつかないし、新たな施策を講じるときの担保を満たすには至らないととらえている。

休憩 14時38分  
(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再開 14時43分

**<意見交換>**

なし

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長 陳情第5号を採決する。陳情第5号を不採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第5号は不採択と決定する。以上で陳情第5号の審査を終了とする。以上で陳情第5号の審査を終了とする。

休憩 14時44分

再開 14時50分

---

**②二宮町部設置条例の一部を改正する条例(町長提出議案第2号)**

政策部長 補足説明はないが、行政組織図について、政策担当参事、地域包括ケアシステム担当課長の表記を変更したものを配付したので、確認をお願いします。

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

杉崎 地域包括ケアシステム担当課長、そして班があるが、あえて健康づくり課の下に線を引いた理由は。都市部がいまひとつピンとこない。命名の理由は。

企画政策課長 地域ケアシステム担当課長について、健康づくりという大きなものの下として、一体になってやっていくという意味である。都市部については、都市という言葉のなかで、環境、経済、都市、下水道と、まちづく

りに関わる概念が網羅されているということでシンプルにした。

杉崎 地域包括ケアシステムについては、町民に説明をして分かってもらえるのか。

政策部長 地域包括ケアシステムは 2025 年までには完成させないといけないが、総合事業が平成 30 年に迫っている。28 年度中には町としてどうしていくか形を決めないといけない。よってこの担当課長を特化して取り組んでいくということを外部に示したいという理由である。

善波 これからお年寄りが多くなると、ひとつの窓口ではできず、あっちへ行ったりこっちへ行ったりと大変であった。今回は、戸籍税務課に行けば大体網羅できるのか。

企画政策課長 行政改革のなかでも、窓口サービスを分かりやすくするということが大きな目標であり、今回は戸籍税務課が最初の入り口になると考える。

政策部長 戸籍税務課だけでは、介護や福祉までは難しいが、1 階で処理できる体制を構築していく。来年の 10 月からは臨時の方にもお願いし、窓口の案内係を配置し、スムーズな窓口対応に努めたいと考えている。

善波 なるべくスムーズに行くよう願います。

休憩 14 時 56 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 14 時 56 分

#### < 討論 >

なし

#### < 採決 >

委員長 それでは議案第 2 号を採決する。議案第 2 号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 2 号は可決と決定する。以上で議案第 2 号の審査を終了する。

---

### ③二宮町行政手続条例における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 3 号)

#### < 補足説明 >

なし

#### < 質疑 >

添田

この国民健康保険税(以下、国保税)を計算するにあたっては、この個人番号を利用しなくても、同じ計算方法を使用していたと思うが、なぜ改正をしてここに入れたのか。システムに入れるたびに入ってくるのかという理解は正しいのか。3 つ目は、このソフトは県の情報システム組合が作成しているのか。

#### 特定課題担当副主幹

9月に番号法の条例を可決していただき、システム開発をしているところである。地方税は番号法が適用されている事務になる。今回、国保税になぜ付け加えたかという、国保税算定に対する個人番号の主務省令が出ている。そのなかで、市町村民税、県民税は見て構わないということが表記されている。固定資産税については表記されていない状況であった。これから国保税算定をするにあたり、確実に情報を把握するため、条例に表記させていただき、個人番号を検索キーとして、固定資産税を把握するため利用したい。また、システムを入れるたびに条例改正が必要になるのかということであるが、町民の皆様は何に使用しているかを公表するためには、条例改正を行い、これに使用していると出していくことが必要と考える。システム開発については、町村会の作成したシステムである。

添田

この個人番号を使うには、エクセル上のファイルをそれぞれの目的別に変えていく、独立させていこうと。それはひとつが漏えいしても、全体に響かない。これらのものがファイルと理解している。この条例を作るのは、ひとつのシステムができる時に、ひとつひとつ条例を改正していくのではないかと。今までの計算方法と変わりはない。国保税の時に番号を利用することは理解できるが、他については、元々あったものと同じであろうと。それを理解したいので、聞いている。

#### 特定課題担当副主幹

介護保険適用除外施設は、申請により申し出を受けるわけであるが、その申請情報の内容があるかどうかを確認したいので、そこで個人番号を利用することである。

添田

今までと計算方法が変わらないのであれば、固定資産税が入ったが、この条例には初めから固定資産税が入る前のところがあった。それをここに入れてきたということは、システムにどのような情報を入れたかということ町民に明確にしたいから条例を作るのか。

政策部長

少し違う。計算方法は同じ。申請書等を出して確認していた作業を、特定個人情報と位置づけることで、町が内部で閲覧して、利用することができるようになると。その辺りを町民の方々に理解いただきたいので、この条例を通していただければ、個人番号の利用により、国保税の賦課の正確性をより担保することができ、町民の方の不利益が生じなくなるという趣旨である。

休憩 15時05分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再会 15時07分

**< 討論 >**

なし

**< 採決 >**

委員長

それでは議案第3号を採決する。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 3 号は可決と決定する。以上で議案第 3 号の審査を終了する。

- 
- ④二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 4 号)  
二宮町情報公開条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 5 号)  
二宮町行政手続条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 6 号)  
二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 7 号)  
二宮町手数料条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 8 号)  
二宮町税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 9 号)

委員長                   お諮りする。町長提出議案第 4 号から町長提出議案 9 号を一括議題としたいが、いかがか。  
(異議なし)  
それでは一括議題とする。

**<補足説明>**

総務課長

この中で、二宮町個人情報保護条例、二宮町情報公開条例及び二宮町固定資産評価審査委員会条例の 3 条例について補足説明する。

はじめに二宮町個人情報保護条例についての補足。資料Ⅲの新旧対照表中、第 17 条第 2 項は、個人情報の開示請求に対して存否を明らかにしないで請求を拒むことを決定処分として明確に位置づけたもの。第 17 条第 3 項は、決定期間の延長をすることを決定処分として明確に位置づけたものである。第 17 条第 5 項は、存否応答拒否と決定期間の延長を決定処分と位置づけたことに伴い、文書不存在の決定も含めて、理由を付して通知しなければならないことを規定した。第 17 条関係の改正において、存否応答拒否などの行為が処分行為であることの位置づけを明確に規定したのは、行政不服審査法における審査請求は処分行為が対象となっており、存否応答拒否などの行為が処分行為であることを条例のうで明確に規定する必要があるため。第 21 条は、用語の改正とともに、開示請求に対して決定がなされない場合などに不作為の審査請求ができることを加えたもの。第 23 条以下については、審査会への諮問手続きについて定めた。ここで、審査会への諮問手続きを整備するのは、個人情報保護制度及び情報公開制度において、審査請求に対する審査は、町のそれぞれの審査会が行うこととなる。町の審査会における審査手続きについても行政不服審査法における審査手続きと同等の手続きが必要とされるため、手続き規定の整備を行った。なお、改正内容については、この後に説明する情報公開条例でも同様の内容となっている。第 23 条は、審査請求については個人情報保護審査会に諮問し、その議を経なければ裁決ができない旨、また、諮問の際には決定を行った実施機関から提出される弁明書を添付することを定めた。第 24 条は、審査会に諮問をしたときは実施機関から審査請求人等に諮問をした旨を通知することを定めたもの。第 25 条は、第三者からの審査請求を棄却する場合の手続きは、第 18 条第 2 項で定める手続きに準じて行うことを定めた。この規定により第三者に対して請求を却下又は棄却する旨又は審査請求に係る決定を変更し開示する旨及びその理由を決定の 2 週間前までに書面により通知することとなる。第 27 条は、個人情報保護審

査会は、諮問された事案の審査のため必要があると認めるときは、実施機関に対して開示請求に係る個人情報の提示を求め、審査請求人等に対して意見、説明、資料の提出などを求めることができるといった審査会の調査権限を明確に位置づけたもの。第 28 条は、審査請求人等は審査会に対し、決定を行った実施機関の弁明書に対する意見書や資料を提出できることを定めたもの。第 29 条は、審査請求人等から申立てがあった場合、審査会は口頭による意見の陳述をする機会を与えなければならないこと、及び口頭意見陳述の実施委方法について定めたもの。第 30 条は、審査会に提出された書面等の関係者への送付について定めた。第 31 条は、諮問に基づく審査会の調査審議は公開しないことを定めたもの。以上が二宮町個人情報保護条例の改正内容である。

次に二宮町情報公開条例の補足説明である。資料 4 の新旧対照表中、第 7 条第 3 項は、公開請求による対象行政文書が存在しない場合の不存在決定を明確に位置づけたもの。第 7 条第 4 項は、決定期間の延長をすることを決定処分として明確に位置づけたもの。第 7 条第 5 項は、延長決定の通知の際に、理由を付して通知しなければならないことを規定した。第 7 条関係の改正において、処分行為として条例上明確に位置づけをする理由は、個人情報保護条例の中で説明したのと同じく審査請求の対象として明確に位置づけをするためである。第 12 条第 1 項は、用語の改正とともに、開示請求に対して決定がなされない場合などに不作為の審査請求ができることを加えた。第 14 条以下は、審査会への諮問手続きについて定めたもので、さきほど説明した個人情報保護条例における諮問手続きと同様である。以上が二宮町情報公開条例の改正内容の補足説明である。

次に二宮町固定資産評価審査委員会条例だが、固定資産評価審査委員会条例における、固定資産評価に対する審査請求については、その手続きが地方税法において定められているところであるが、地方税法の審査請求の手続きに関する規定が、行政不服審査法の手続き規定を準用していることから今回の行政不服審査法の改正に伴い、手続きに関する規定の改正が生じたものである。

## <一括質疑>

二見

二宮町情報公開審査会と、二宮町個人情報保護審査会の 2 つはどのようなメンバーで、どのような活動をしているのか。また、審理員とはどのような人を指すのか。

庶務人事班長

メンバーであるが、それぞれ 7 名である。うち大学の先生が 2 名、弁護士が 1 名、町民代表の方が 4 名の計 7 名で組織しているものである。職務内容であるが、個人情報や情報公開の決定に対し、請求者の方から異議申し立てなどがあった場合、町が決定した処分や情報公開したものの適否について、審議会に協議をしていただき、この決定は正しい、正しくないということを出していただいている。審理員についてだが、こちらは法改正により新たにできたものであるが、基本的に町が処分したのに対して、審査請求があった場合に、町の言い分、審査請求人の方の言い分を整理したもの、審理員意見書というものを作成する。その意見書を基に第三者機関、行政不服審査会というものになるが、そちらに

意見書を提出し、行政不服審査会にてすべての適否を協議していただく。

二見 実際には、この審査会はどの程度活動しているのか。

庶務人事班長 事案がなければ、毎年1回定期的に開催しており、個人情報公開、情報公開の状況などをお知らせしている。また、案件が出た場合は逐次審議会を開催し、諮問に対する内容を協議する。

添田 二宮町個人情報保護条例、二宮町情報公開条例について、この2つについては今議論されている審理員制度に適応しないと。要は現状審査で公正が確保されているということ。なぜこの2つだけを残すのか。また、これを残す場合、議会全員協議会で説明いただいている審理請求、手続き、行政不服審査会が作られるなど、制度の現行と改正後とあるが、これを町で残した場合には、現行の手続きでやるのか、改正後の手続きでやるのか。同じことをするのであれば、県へ移譲してもいいのではないかと思うが。中身について、第三者の情報が含まれている場合、当然この改正をしようが、しまいが絶対に第三者に情報が入ってしまっていたわけである。第三者の情報が入っている時に、どのように処理していたのか。第17条に決定がある。その時にわざわざ「決定」という言葉を入れている。この言葉を入れることにより、どのようなことが変わるのか。

総務課長 まず、情報公開審査会と個人情報保護審査会を残した理由であるが、元々この2つの審査会については、それぞれの条例の中で行政不服審査法に基づく不服審査を行うという位置づけがされていたところ。今回、行政不服審査法が改正され、一元化した審査会の中で審査ということになったが、当然法のなかで町が条例に基づき設置している審査会については、条例で定めるところにより、審理員手続きを除外し、審査会への諮問を自分のところの審査会でやっていいという規定が法律上入っている。それは法律上の理由である。

また、なぜ残すかということであるが、情報公開の公開請求の内容、個人情報の開示請求の内容、いずれも町の情報または行政文書にかかる請求ということになる。そうすると、これを町が単独で審査会をつくれれば自分のところで審査できるので良いが、今回後ほどの議案でも申し上げる通り、県へ事務委任をするという形になる。そうすると町なりの様々な事情など、きめ細かな審査が委託してしまうと理解されにくいとなる場合もある。より町に則した審査ができるという意味において、この2つについては条例で所定の内容を規定し、町が直接行う方式を取らせていただいた。また、手続きについても行政不服審査法と整合をとるため、改正をし、行政不服審査法における行政審査手続きと整合を取り、今後はその流れで行うということになっている。

第三者情報の確認であるが、今回改めて規定はしているが、元々の条例の中でも、第三者情報の確認手続きの規定は持っていた。具体的手続きの内容についても、運用の中で第三者に対し、意見の聴取、ヒアリングを行い、意見を聞いたうえで最終的な開示、非開示、公開、非公開の決定はしている。今回は行政不服審査法との絡みがある。第三者から出

された意見についても、これがもし町の決定と反する意見の場合は、当事者である第三者についても審査請求が可能になるということであるので、条例上きちんとは対応させていただいた。行政不服審査法にも対応できる改正をするものである。

決定についてであるが、今まで存否応答拒否、延長については、延長する旨、もしくは存在しない旨を通知するという文言になってしまっていた。単なる通知になっていたので、ここで行政不服審査法は、行政の処分行為を対象に審査請求をするので、行っている延長のことや、存在しない旨をお知らせすることを決定として、処分行為として位置づけるため、決定という言葉を使った。通知だけでは明確に処分行為と読み取れないことがあった。

添田 個人情報と情報公開については二宮町個別の情報であり、第三者に理解させるのは難しいとし、二宮に置いておく方が町民のためにもなるということで理解した。2点目、第三者については細かく規定したということで理解した。最後については、感覚的に分かった。入れてもよいと思う。

休憩 15時32分

(傍聴議員の質疑：根岸、渡辺各議員)

再会 15時40分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

それでは議案第4号を採決する。議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第4号は可決と決定する。

次に、議案第5号を採決する。議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第5号は可決と決定する。

次に、議案第6号を採決する。議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第6号は可決と決定する。

次に、議案第7号を採決する。議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第7号は可決と決定する。

次に、議案第8号を採決する。議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 8 号は可決と決定する。

次に、議案第 9 号を採決する。議案第 9 号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 9 号は可決と決定する。

以上で、議案第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号の審査を終了する。

---

## ⑤二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 10 号)

### <補足説明>

なし

### <質疑>

添田

勤務成績と人事評価はどのように違うのか。現状と今後の方向性について教えていただきたい。

総務課長

改正の趣旨は、平成 28 年 4 月から、人事評価制度が地方公務員法に位置づけられることになったことに伴う位置づけとなっている。その部分を勘案して、新たに改正させていただく人事評価の状況は、人事評価制度に基づく内容、具体的に結果ということではないが、どのように人事評価をしているのかという内容を公表しなさいということである。勤務成績というのは、いわゆる評価の制度にのっとったものではないということ、通常の勤務状況を見た中で、制度によらない評価ということである。これを今までの勤務成績の評定と位置付けていた。新たなものは、人事評価制度にのっとった内容であるにご理解いただきたい。

添田

言葉は分かったが、人事評価制度は今までと具体的にどのように変わるのか。

総務課長

町の人事評価制度を 4 月からスタートして、と言ってもこれまでは試行ということでやってきた。具体的に能力評価シート、こういったものを作り、先般ご報告させていただいた人材育成基本方針の中でも定められている職級ごとの役割がきちんと達成されているかどうかを中心に評価していたが、これが能力評価。ひとは業績評価で、こちらはなかなか策定が難しい。町としては、個々の職員が目標を設定して、その目標が達成できたかという形によって、業績の評価を行うという方針である。能力評価と業績評価によって人事評価を行っていくということである。

添田

能力評価シートは、研修というか能力を高めるための方向性を見るのには良いが、業績評価を行うとなれば、その結果を反映させなければいけない。会社でいえば期末手当とか、ちょっとしたボーナスを出すとか、収入に差が出てくるわけであるが、そういうものに結びつくということか。

総務課長　　これは国の方の指針で、効果の反映はしなさいということで、町としてはいろいろ検討した結果、勤勉手当の成績率に反映させるという方向で、という予定である。

休憩　15時54分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再会　15時55分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長　　それでは議案第10号を採決する。議案第10号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第10号は可決と決定する。以上で議案第10号の審査を終了する。

---

**⑥二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**

(町長提出議案第11号)

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

杉崎　　附則の一番下、内払とみなすとあるが、これは何か条例に基づいてさかのぼって払うということか。我々民間ではこれがどうも解せない。もっとさかのぼって払えるではないかということも考えられるのではないか。

庶務人事班長　　適用範囲だが、4月1日から遡及適用してお願いするもの。すでに昨年4月から改正前の条例で給料は支払っているが、今回改正した上積みについて、遡及して支払う。従来の条例に基づく給料としては支払っているので、それを内払と定義して、残りを遡及で上積み分を払うということである。

杉崎　　なぜ27年で、26年ではいけないのかということを知っている。何か規定があつてこうしたのかということを知りたい。

庶務人事班長　　上位法である国家公務員の給与改正があつて、そちらの法改正も27年4月からさかのぼって適用するので、そちらに準じたということである。

二見　　一般職の任期付職員の職種は。その任期は平均でどのくらいか。

総務課長　　現在、任期付職員として任命しているのは、保育士2名、保健師が1名ということになっている。これらについては専門職ということで、育児休業の代替職員として、任期付職員を充てている。育児休業の取得状況によって任期はずれてくるが、現在は3年間の任期ということで行っている。

二見 一般職の任期付職員はあるのか。

総務課長 今のところ、専門職を中心に任期付職員を採用しているので、事務職の任期付というのは今のところ無い。

添田 人事院勧告がもとになって、いくつか率を上げているのだが、なぜこのような勧告を行ったのか。

庶務人事班長 人事院は毎年、民間給与の実態調査を行っている。その調査結果を踏まえて、国家公務員の給料と、民間の給料を出し、そこに差額がある場合、人事院勧告として、国家公務員給料の上げ下げを出している。国はそれを基に法律を改正して給料の増減を行っている。

休憩 16時03分

(傍聴議員の質疑：なし)

再会 16時03分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長 それでは議案第11号を採決する。議案第11号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第11号は可決と決定する。以上で議案第11号の審査を終了する。

---

## ⑦特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第13号)

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

添田 確認だが、特別職とは誰を指すのか。

庶務人事班長 町長、副町長、教育長である。

添田 これら特別職の給料や議員報酬については、審議会で審議され、その結果に基づいていると思うが、今回はその結果に基づいたものになっていないのでは。

総務課長 議員報酬及び特別職の給料審議会の答申のことだと思うが、これは、報酬と給料の額について言っているのであって、期末手当については対象外である。

休憩 16時05分

(傍聴議員の質疑：野地、渡辺各議員)

再会 16時08分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

それでは議案第 13 号を採決する。議案第 13 号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 13 号は可決と決定する。以上で議案第 13 号の審査を終了する。

---

**⑧職員の給与に関する条例の一部を改正する(町長提出議案第 14 号)**

**<補足説明>**

総務課長

第 7 条の 2 第 2 項について、平成 26 年の人事院勧告により平成 27 年 4 月より実施している給与制度の総合的見直し及び平成 27 年の人事院勧告の内容に基づき地域手当の支給割合の改正を行う。勧告によると二宮町は、平成 27 年度は 100 分の 5、平成 28 年度は 100 分の 6 の支給割合とされているが、財政状況等を勘案し、平成 27 年度の支給割合を 100 分の 4 とし、平成 27 年 4 月に遡って適用する。第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 について、この 2 条で定める期末手当の不支給及び一時差止の規定は、平成 9 年 4 月に期末手当等の支給の一層の適正化及び公務に対する国民の信頼確保に資するため、人事院総裁から発せられた書簡の趣旨を踏まえ、不祥事を起こした職員に対するその手当の不支給及び一時差止について、国家公務員の給与制度に加えられた。町においても倫理的な規定として捉え、国家公務員の給与制度にならって、今回新たに追加する。第 16 条第 2 項について、平成 27 年の人事院勧告では、民間のボーナスの支給月数が国家公務員の支給月数を 0.1 月分上回っていたことから、町においても人事院勧告にならい、0.1 月分の支給月数の引上げを行うもの。第 16 条の 3 は、今まで予算の範囲内で臨時職員等の給与を支給していたが、その根拠となる規定が整備されていなかったため、この給与条例において、新たに規定を行うもの。別表第 1 及び別表第 2 の給料表については、平成 27 年の人事院勧告において初任給を 2,500 円、若年層においても同程度の引上げを行い、平均で 0.4% の引上げを行う勧告となっていることから、町においても勧告にならって給料表の改正を行うもの。第 2 条関係について、ここでは、職務の級について課長級と主幹級、及び主査級と主任主事級を職務の級を統合することにより、8 級制から 6 級制とすることに伴い必要な改正を行うもの。給料表の構造は、号給が高くなるほど昇給に伴う昇給幅が低くなるため、職務の級の統合をすることにより、新たな 3 級及び 5 級の在級期間が長くなることから、将来的な人件費抑制につながるもの。また、新旧対照表の後ろから 2 枚目の別表第 3 の等級別基準職務表については従来、町では規則で定めていたが、地方公務員法の改正に基づき、職務給の原則を一層明確化する目的で条例での規定が定められたものである。

**<質疑>**

柳川

8 等級が 6 等級になったということで、その中で 3 級と 4 級が一緒になって、これらはどちらの給料に準ずるのか。

庶務人事班長 上位の方になる。主幹級であれば課長級、主任主事級であれば主査級に合わせる。

二見 これによって、財政的な変動はどのくらいになるのか。

総務課長 今回、8級から6級に変えているが、結局職員の給料の位置づけは変わっていないので、人事院勧告に基づく給料改定の方はもちろん影響はあるが、8級から6級になったことによる変動は大きく出ていない。

添田 期末手当のところ、新しい15条の2とか3とか書いてあって、要するに不支給の要件が書いてあるが、以前はどうだったのか。あと、8級から6級になったのは、やはり人事院の勧告によるものか。

総務課長 不支給の条項はこれまで入っていなかった。ただ、幸いにもこれまでそういった事案も無かった。8級から6級というのは、人事院勧告ではなく、行革推進計画の中で位置づけられたもの。今回は、機構改革等の行政改革に基づいて実施するもの。

添田 不支給の条項が無かったというのは、この条項に該当する事例が無かったということ、また8級から6級の件については行革審議会の答申に基づくものと理解した。

休憩 16時18分

(傍聴議員の質疑：野地議員)

再会 16時25分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

それでは議案第14号を採決する。議案第14号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第14号は可決と決定する。以上で議案第14号の審査を終了する。

---

## ⑨二宮町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第16号)

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

添田

要するに1級から6級まで全部9,000円ということだと思うが、これはどのくらい変えていないのか。企業では、最近は減っている。ビジネスホテルに泊まるので、減っているのに、9,000円はかなり高いと思うが、これについて、人事院勧告は出ないのか。

総務部長

これについては人事院勧告は関係なく、あくまでこれは上限を定めたもので、当然実費の費用弁償なので、例えば8,000円のところに泊ま

って9,000円を支給するなどということは無い。

休憩 16時26分

(傍聴議員の質疑：なし)

再会 16時26分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

それでは議案第16号を採決する。議案第16号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第16号は可決と決定する。以上で議案第16号の審査を終了する。

---

**⑩二宮町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第17号)**

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

なし

休憩 16時28分

(傍聴議員の質疑：なし)

再会 16時28分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

それでは議案第17号を採決する。議案第17号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第17号は可決と決定する。以上で議案第17号の審査を終了する。

---

**⑪行政不服審査会の事務の委託に関する協議について(町長提出議案第28号)**

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

なし

休憩 16時30分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再会 16時32分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

それでは議案第28号を採決する。議案第28号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)  
挙手全員である。よって議案第 28 号は可決と決定する。以上で議案第 28 号の審査を終了する。

---

## ⑫二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 26 号)

### <補足説明>

なし

### <質疑>

なし

休憩 16 時 38 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再会 16 時 38 分

### <討論>

なし

### <採決>

委員長                    それでは議案第 26 号を採決する。議案第 26 号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。  
(挙手全員)  
挙手全員である。よって議案第 26 号は可決と決定する。以上で議案第 26 号の審査を終了する。

---

## ⑬二宮町火災予防条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 27 号)

### <補足説明>

消防課長                    表 3 中の用語について、配付した図で説明する。図の 1 と 2 は、条例ではドロップイン式としているもので、今回は JIS 規格の表記と合わせて、組込型と表すようになった。キッチンの天板に収められているものを言う。図の③のように、キッチンキャビネットの上に置かれているものはキャビネット式と呼んでいる。また、図②と③については、こんろの下にグリルとかグリドルが収められているもので、違いは、グリルが網焼きするもので、グリドルは上火と下火で、金属製プレートを用いて焼くようなもののこと。

### <質疑>

添田                            何が変わったのか。

予防班長                    今回の改正の主たる部分は、資料 4 枚目にあるグリドル付こんろというものを追加したということがまず 1 点。資料の 10 枚目と 11 枚目の、5.8 キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器を別表 3 に新たに追加したというもの。

添田                            IHのことか。

予防班長                    そのとおりである。

一石 離隔距離とは。

予防班長 対象火気器具と、可燃物、あるいは建物等の有効に不燃仕上げをした部分との間に取らなければならない安全距離のこと。

休憩 16時43分

(傍聴議員の質疑：なし)

再会 16時43分

#### <討論>

なし

#### <採決>

委員長 それでは議案第27号を採決する。議案第27号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第27号は可決と決定する。以上で議案第27号の審査を終了する。

休憩 16時45分

再会 16時54分

---

### ⑭二宮町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例(町長提出議案第25号)

#### <補足説明>

下水道課長

本町の公共下水道事業は、平成11年4月の供用開始以降、順次供用区域を拡大し、平成26年度末までの供用開始面積は、約373haとなり、人口普及率は約85%。事業開始から25年が経過し、これまで建設に費やした費用は約220億円、また平成26年度末の借入金の元金残高は、約65億円。建設のための起債の償還期間は、大半が30年となっているので、平成32年が償還のピークとなり、それまでは元利償還金は増加していく。そのような中、現在の経営状況は、汚水処理費のうち、使用料収入で賄えているのは70.8%であり、不足分は一般会計からの繰入金に依存している状態である。町財政においては、特別会計への繰出金も年々増大傾向にあるため、特別会計においては繰出金抑制のため、事業の縮小・廃止・先送りなどの対策が求められている。そのため、維持管理費など運営コストの削減を行いつつ、接続率向上のための促進活動に力を入れて下水道運営の健全化に努めているが、安定したサービスを継続的に提供していくには、今以上に自主財源を確保することが必要な状況となっている。また、繰出金の増加は、福祉や教育など一般会計における諸事業に影響を及ぼすことが懸念されることから、今後の下水道事業は、一般会計からの繰入金に過度に依存せず、経営基盤を強化し安定した運営のために、応分の使用者負担が求められる。今回の改定は、現在の下水道処理の人口普及率や接続率、経営指標のひとつである経費回収率など、現行の使用料を据え置いた場合の経営状況などを勘案した上で、下水道使用者の利益と町民全体の利益のバランスを保つために、使用者に適正な水準の使用料の負担をお願いしたく、使用料の見直しを行った。改定率については、26年度の使用料単価を総務省の提唱する1立米あたり150円を目途にすること、また下水道使用料の増加による住民の負担

増が過度にならないよう配慮し、使用料による経費回収率 80%を目標に使用料単価を現行の 134 円から 151 円にするために 13.1%の引き上げとさせていただいた。また、料金体系は、現行の基本料金、従量・累進制を継続して、使用水量の区分に応じた改定率として、今回提案する料金単価となった。

## <質疑>

杉崎

今回の値上げにより、80%になるということで、本来ならば、これで事業費を全部賄わないといけないということだが、その場合には月額でもいいが、試算はしているか。100%賄うためには、いちばん低い立米、16 から 40 がいくらか、例えば 150 円とか 200 円とか。

下水道課長

使用料単価の関係だが、使用料に対して立米あたり 133.7 円になっているが、100%補うためには、188 円から 190 円にしないと賄えない。100%にするのは無理が大きいのので、80%というかたちで試算させていただいた。

杉崎

公会計を何年後かにやらなくてははいけないということもあるし、いずれ 100%にしなくてははいけないと思う。課長が言われた 180 円、それには 3 年に 1 回か 5 年に 1 回、上げていく必要があると思うが、前回の値上げはいつで、そのときはどのくらい値上げして 70.8 になったのか。

下水道課長

前回の改定は 24 年の 7 月で、20.4%上げた。その前が 21 年 7 月で、8%上げさせていただいた。今回は 3 回目である。

杉崎

そのときの回収率は 50%ということで、半分くらい。それで上げてから、今の 70.8 になったということ。

下水道課長

前は 47%で、現在は 70.8%。

二見

7 月 1 日から値上げとする理由は何か。水を使うことが多い時期だからということがあるのか。

下水道課長

前回 24 年のときも 7 月だった。周知期間として、条例改正したあとで実施までに約 3 か月間あけたということ。

添田

平成 32 年のピークは、元利合計の返済金が増えるのが 32 年ということであると思うが、するとそこまで経費は上がるということだと認識している。今 80%だが、経費が上がることによることと、接続率が上がるということで相殺して、80%を維持できると考えているのか。

下水道課長

返済のピークは 32 年であり、そこまでの経費は上がっていく。その年ごとの経費回収率は変動する。現在は 80%だが、変動して下がる時もある。

添田

経費回収率が 80%までとか、そういう目標を持っていると言いつつ

も、実際には今後の経費の計画と収入の計画と回収率、それらのシミュレーションを示さないと、またいつ上がるんだということになりかねない。中長期的な、100%にいくような目標を、当然平成 32 年を過ぎれば町債の返済は減るわけだから、要するに回収率は上がる。そういうところを示さないと、永遠に上がり続けるのかということになる。こういう話をするときには、全体像も見せるべきでは。

下水道課長　　今回、下水道運営審議会で、シミュレーション、予測値ということになるが、そういったかたちで検討した。

善波　　13.1%というのは、平成 32 年くらいまではシミュレーションして、これで 4 年くらいは大丈夫だろうという試算で出た数字なのか。

下水道課長　　今回、算定するにあたり、28、29、30 の 3 年をめどに計算し、13.1 という数字になった。

善波　　現在の滞納率は。

業務班長　　下水道使用料の料金徴収については、上下水道一括徴収というかたちで、水道局に委託している。徴収率は 99% 近くである。ほとんど滞納は無い。

休憩 17 時 10 分

(傍聴議員の質疑：小笠原、根岸、渡辺、野地各議員)

再会 17 時 25 分

#### **< 討論 >**

なし

#### **< 採決 >**

委員長　　それでは議案第 25 号を採決する。議案第 25 号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 25 号は可決と決定する。以上で議案第 25 号の審査を終了する。

閉会 17 時 25 分